



<協議事項>

本県における今後の

地域リハビリテーション活動支援事業について

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 高齢福祉課
令和5年12月7日

介護保険制度の概要について

介護保険制度は「保険給付」と「地域支援事業」の2本立て

○保険給付（介護給付・予防給付）

要介護（支援）認定が必要。全国一律の基準※、報酬で提供される。

※指定基準や運営基準は県や市町村が条例で定めるが、国が定めるナショナルミニマムあり。

財政的な制約は受けない。（「予算がないから給付しない」はできない）

○地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供。

→ **地域包括ケアシステム**の推進に必要な事業にも介護保険財源
実施主体は**市町村**

事業の大枠は国が示しているが、細目（実施方法、基準、報酬など）は地域の実情に合わせて市町村が決定。（一部、国の定めあり）

介護保険制度における保険給付と地域支援事業の位置付け

介護保険給付・地域支援事業の全体像



保険給付

- 地域支援事業

厚生労働省資料より

一般介護予防事業

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的して行うものである。
- 機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチを行う。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。
- 市町村が主体となり、一般介護予防事業を構成する以下5つの事業のうち必要な事業を組み合わせ、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する。

○ 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

○ 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

○ 地域介護予防活動支援事業

市町村が介護予防に資すると判断する地域における住民主体の通いの場等の介護予防活動の育成・支援を行う。

○ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

○ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

【令和4年度リハビリテーション部会の実施結果概要】

○開催日：令和5年2月7日（火）

○協議事項：地域リハビリテーションに関する実態把握のための調査の実施について

〔協議の背景・概要〕

- ・ 国の「地域リハビリテーション推進のための指針」の改訂において、都道府県協議会の役割として、リハビリテーションの提供体制及び地域支援事業の実態把握が追加されたことなどを受けて、県での実態把握調査案について協議。

〔委員からの主な意見〕

- ・ 人材資源を持っている機関に対して幅広く調査をするべき（調査対象）
- ・ 市町村のニーズを把握してから、病院等への調査を行うべき（調査順序）
- ・ 地域ごとの課題が把握可能な調査とするべき（調査内容）

【令和5年度 実態調査の概要】

<調査目的> 今後の地域リハビリテーションを効果的に推進する方策の方向性を明確化し、地域における介護予防事業の効率的な実施に資することを目的とする

<調査方法> アンケート調査及びヒアリング(※)

<調査対象> (1)市町村 (2)病院、施設等、(3)職能団体、(4)専門職個人

<p>(1)市町村への調査</p> <p>調査期間 令和5年4月～5月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域リハビリテーション支援事業の取組状況 ○リハビリ専門職等の配置状況、人材確保の手段 ○リハビリ専門職が関わっている業務内容、人数、回数、時間数 ○今後リハビリ専門職と連携して行いたい業務内容、人数、回数、時間数 ○一般介護予防事業の取組の課題、課題解決のために行っている取組（現在・今後）、取組の実例
<p>(2)～(4)病院、施設等、 職能団体、専門職個人への調査</p> <p>調査期間 令和5年7月</p> <p>(※)(1)の結果を踏まえ実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○リハビリ専門職の配置状況 ○地域リハビリテーション活動支援事業の取組状況、実施する/していない理由 ○市町村の地域リハビリテーション活動支援事業に対して、協力可能な範囲、協力条件 ○取組実例 ○職能団体の会員の分布状況、地域への派遣条件、必要な課題や行政に求めること ○会員個人の事業の認知度、参加状況、参加する際の条件（回数、所要時間、報酬） など

【令和5年度リハビリテーション部会の実施結果概要】

○開催日：令和5年9月19日（火）

○協議事項：地域リハビリテーションに関する実態把握のための調査結果について

〔報告内容:実態調査の結果概要〕

(1) 市町村への調査

- ・市町村のニーズに対応するためには、人材・予算等が不足。
- ・市町村からは、継続的な支援のニーズがある。

(2)～(4) 病院、施設等、職能団体、専門職個人への調査

- ・病院、施設等では、人材不足により協力不可との回答が10%程度ある。
- ・施設等では地域リハビリテーション活動支援事業の取組を知らないとの回答が29%ある。
- ・専門職個人からは、派遣体制に関すること、所属機関の理解が必要との意見が多い。
- ・いずれのアンケートでも研修の充実への要望は多い。

協議いただきたいこと

<市町村が派遣依頼しやすいしくみづくり>

(例 派遣基準(謝礼など)の規定・共有、市町村の取組と職能団体のコーディネート、相談窓口機能の検討等)

<所属機関に向けた事業の理解促進>

(例 地域リハビリテーション活動の周知、管理者への説明等)

<専門職等の人材育成の充実>

(例 リハビリ専門職等向け研修、市町村担当者向け研修等、ボランティアの育成等)

※限りある専門職をどう活用していくか